

Agreement（契約・契約書）

シリーズの最初はなんと言ってもこの言葉 Agreement です。この言葉は一般の辞書では、「意見の一致、同意、合意、協定、契約、条約、調和、約束、取り決め、一致、呼応」という訳語が出てきますが、そこが一般辞書の悲しい限界で、実は、この言葉には「契約書」という意味もあります。この言葉の解説で読者の方に知っていただきたいポイントは、**英語の法律の考え方では、契約と契約書は同じ**ということです。

契約をするという時の表現としては、Agreement is made という言い方と、The parties enter into という言い方がありますが、「契約（書）を作った」、「契約に入った」ということを表現します。この意味は、契約を結ぶ当事者が署名をした契約が成立したことを意味します。

では弁護士が契約書を作成したということはどういうふうに言うかといいますと、Agreement is prepared と「準備」という言葉を使います。

「準備」でちょっと脱線しますが、英語の概念では、刺身を切ることは料理ではなく、prepare なのだそうです。日本語で料理とは、切る、煮る、焼く、全部含まれていますが、英語では火を使って料理をすることが、cook だそうです。そして火を使わないものを食べる人々は Barbarian（野蛮人）と思っている人が世界には結構いるようです。私がシンガポールに留学していた 20 年近く前には、よくシンガポール人に「日本人は No Cook の Food を食べるのか？」と聞かれ、Cook の概念が違うと何度も説明したのを覚えています。

Party (当事者)

多くの意味を持つ英語の単語が外来語として日本へ入ってくる時に、1つの意味だけに限定して用いられることが多々あります。Party はまさに、その典型で、宴会のちょっとスマートなものをパーティーと呼び習わしているので、「パーティー」が契約書で、「当事者」という意味で使われているということは、多くの日本人にとって不自然な感じがするかもしれません。

法律用語としては、Party という言葉は、契約を結ぶ当事者を意味します。そしてこの Party を活用させ、またいくつかの言葉と併用することで、さまざまな状況が契約書で表現され、その1つ1つが非常に重要な意味を持てきます。その例を見ていきましょう。

Both Parties とあれば「双方の当事者」となり、契約を結ぶ両方を指します。

Parties も Both Parties と同じ意味を持ちます。

Any Party とは、「いかなる当事者」と訳しますが、どちらか一方のこともあるし、文脈によっては両方が該当することもあります。

Each Party とは、「各々の当事者」と訳し、それぞれが個別に何かをする時に使います。

Other Party とは、他方の当事者

Party in default は、不履行をした当事者

Party in breach は、違反を起こした当事者

そして Third Party とは「第三者」で、契約を結んでいない人以外の人はずべてこれに該当します。

ですから、契約書を読んでいく時に、Party という言葉がでてきたら、自分のことなのか、相手のことなのか、第三者のことなのかをしっかりと文脈や前後の単語から読み取っていく必要があります。

また Party というとき、食事をするパーティー、また政党（または自民党のことを Liberal Democratic Party と言います）という意味もあり、人が集まるという感じの言葉ではありますが、契約書の中では、たとえ1人对1人の契約でも1人が Party となり、1人だから person という言い方はしません。

Whereas（前文）

辞書には、<【副】～であるが故に、～であるのに[^]対して[反して]、ところが>と出てきますが、契約書の中では、日本語で「前文」と訳すことで、契約の本文に入る前の説明を述べる部分と言う意味が伝わるので、私は迷わず、「前文」と訳しています。

Whereas の後に書かれる内容は通常、ビジネスの背景、当事者の目的、交渉の経過、関連契約書またはその他の状況などです。

日本のお客様から契約作成をする過程でよく依頼があるのは、この前文に「双方の当事者はできうる限りの努力と誠実さを持って、この契約の目的を達成するために努力し、不測の事態が発生した場合には、双方の当事者は誠意を持ってこれを解決する。」というような内容を挿入して欲しいということです。前文を日本の方は、精神的な当事者どうしの決意のようなものと考えている人が多いようです。

おそらく多くの日本人は契約というものを、双方の当事者が信頼関係にある状態を文章で表現したものと考えているのではないかと思います。しかし国際社会における契約とは本来、違ったバックグラウンドや思考方法、状況にある者どうし、つまり「あうん」の呼吸で物事を一緒に進めていくことのできない者どうしが、いろいろな約束事を交わして、お互いを縛り、物事を進めていくために作られるものです。そしてもしそれに外れたら、弁償を含む補償を要求しあうことを確認し、公的権力にその判断をゆだねることを確認するために存在します。

ですから前文で、「誠意をもって」とかいう精神論を挿入するのはなく、「私は**ができ、**をしたい。」「あなたは**ができ、**をしたい。」「だから一緒に**をしよう」という内容を盛り込むことがビジネスの道具としての契約にとって大切なことです。

「あうん」の呼吸で物事を進めることができる人どうしの間には契約は必要ありません。そして契約の前文は、精神論や理想論を展開するところではなく、何についてなぜ契約を結ぶのかを書く場所です。

Hereby（ここに、これによって）

契約書を読んでいると、hereby, herein, hereinafter, hereof, hereon, hereunder, hereunto, herewith などの here の後に前置詞がくっついて、1 単語になっている単語がたくさん出てきます。この here は指示代名詞の役割を果たし、「ここ」という具体的な場所ではなく、契約自体、その現時点などを表現しますので、これらの言葉を日本語に訳す時には、日本語の性質上（文脈から意味が判明するので）訳す必要がない場合も多く、訳す場合には逆に指示代名詞の示す元の語を訳さないと文の流れが不自然になるので、長い訳語を当てることもあります。

Hereby とは、何かを宣言する時によく使われる言葉で、例えば、「私は ABC EFG 社の取締役を辞任します。」と言うときに、「この辞職届を持って」という意味で hereby を使います。つまり英語にすると、I hereby wish to resign as a director of ABC DEF (M) Sdn. Bhd. となり、辞職届をちゃんと出して、正式に辞任するんだよ！ということを強調できますし、正式かつ法的な感じのする文章になります。

日本語に訳す時には、「私はこの辞職届をもって、ABC EFG 社を辞職します。」とするのが本当は意味が明確になり、親切な意識だと思いますが、「私はここに ABC EFG 社を辞職します。」とし、なんとなく、それらしく意味を表現する訳をすることもできます。

以下、here に関する言葉が契約書の中で使われた時の意味の説明をします。

herein この契約の中で
hereinafter これ以降は
hereof この契約においては
hereon この契約に基づいて
hereunder この契約の下に
hereunto この契約に
herewith この契約とともに

となります。もちろん文脈によって違う使われ方をしますが、here が契約書に出てきたら、here の意味することは契約自体と考えると分かりやすくなります。hereinafter だけが、「これ以降は」で、たとえば、hereinafter referred as A（これ以降は A と称す。）などと使います。

Conditions Precedent (先行条件)

英文法で習った方も多いと思いますが、英語の修飾語の規則性の例外の1つがこの単語です。英語の修飾語は、修飾される語の前に置かれるのが普通ですが、この場合は、後ろに来ます。Something good とかと同じ系統の後の語が前の語を修飾するパターンで、フランス語やマレー語などと同じ形の修飾になります。ですから、この2つの単語のセットを訳する時には、「条件先行」とは訳さず「先行条件」と訳します。

先行条件には、契約を結ぶに当たっての前提となる条件が列挙されます。ここで大切なことはこの先行条件は契約の効力に必ずしも影響しない事項が含まれるということです。日本の民法では解除条件と停止条件というものがあり、それは契約の効力に影響を与えますが、英語の先行条件とは前提条件です。たとえばローンの契約などでは、借り手の定款などの書類の提出などという、前提として必要ではあるが、契約そのものの効力に影響を与えるような重要な事項でない二次的な事項も含まれることがあります。

Condition (条件) には、expressly (明示的) と impliedly (黙示的) があり、これは読んで字のごとく、契約文の中に書き込まれているものといないものの差です。黙示的なものとは状況や常識や社会通念から当然条件となるべきもののことです。

また契約の中では、先行条件のほかに後行条件 (Conditions Subsequent) と同時履行条件 (Concurrent Conditions) があります。後行条件とは、たとえば「機械がある一定期間使用されずに放置されていた場合には、火事の場合でも保険金が支払われない」などの規定のことを言います。同時履行条件とは、「業者が毎月ある一定量の原材料を供給することで、それに対して対価が支払われる。」というような規定のことで、業者が一定量を供給することで初めて対価が支払われるので、その量を供給できない場合には、その一部分を供給しても対価は支払われないと解釈されるような同時に起こる条件のことを言います。

Notwithstanding (にも関わらず)

この単語がでてくると、その後には必ず例外事項が出てきますので、契約書を読む時には注意しなければならない言葉の1つです。Notwithstanding Article 3, the party in default shall not be entitled to do … (第3条にも関わらず、不履行をした当事者は、……の権利を有しないものとする。) という風に使われます。

よく契約書に出てくる表現としては、Notwithstanding any other provision of law (他のいづれの法律の規定にもかかわらず)、notwithstanding the foregoing (上記にかかわらず) などがあります。

実はこの単語は、以前から、契約書を和訳する時には、not と withstand (抵抗するの意味) なので、「抵抗しない」→「にも関わらず」と覚えていて、難もなく訳をしていけたのですが、日本語の契約書を英訳する時に、例外事項が出て来ると、いつもおぼろげにこの単語があったことは思い出せても、正確に思い出せず、何十回も辞書を引き、「ああ！Notwithstanding か！」と記憶を新たにするという経験を繰り返したきたので、とても愛着のある言葉です。何十回も辞書引きのおかげで、今では和文英訳をする時はもちろん、英文の契約書の素案を書く時にも例外条項が出てくると必ずこの単語を使えるようになりました。

Shall & May

契約書の中では、shall と may という助動詞が何度も繰り返し出てきます。中学校で習う簡単な単語ですが、契約書では通常の英語とはちょっと違って使われていますので注意が必要です。大まかに言ってしまうと、shall は「～しなければならない」とか「～することとする」、may は「することができる」と訳すと、ほとんどの場合、文の正しい意味をつかむことができます。

中学校で習った shall と will の用法を思い出していただきたいのですが、shall が 2 人称、3 人称に用いられると、その文は話者の意志を表現します。よく例文で出てくる表現で、「You shall die.」という文がありますが、この訳は、「あなたは死ぬだろう。」ではなく、「お前なんか死んでしまえ。」という話し手、つまり私があなたの死を望んでいる状況を表しています。それと同じで、契約書での shall は 3 人称に使われることがほとんどですので、話者の意思、つまり契約でその 3 人称の人に「何かをさせたい」時に使いますので、「～しなければならない」とか「～することとする」と訳すとすっきりと意味が通じるようになります。

may についてですが、アメリカの軍隊の出てくる映画を見ていると上官が兵隊に向かって、「You may dismiss.」と言っているのを耳にしますが、あの may の用法と同じと考えればいいと思います。上官の言う「You may dismiss.」とは、「解散！」という意味です。文字通りに訳すと「あなたがたは解散してもよい。」です。「してもよい」ということは、「することができる」ということで、許可を表します。契約書の may はほとんど許可を表す「することができる」と訳すとすっきりと意味が通じるようになります。

Terms and conditions (条件)

契約の中で、条件を Terms and conditions といいます。その時に注意しなければならないことは、Term が複数形であることです。Term だけだと「期間」という意味になりますので、s を忘れてはいけません。そして日本語では「条件」は1つの単語で表しますが、英語では「条件」という意味の言葉を2つ重ねて表すことにも注意が必要です。訳す時に、「条件及び条件」などと訳してはならず、「条件」とのみ訳します。英語ではこのような同じ意味の違った単語を2つ使って表現することがよくあります。たとえば規則のことを rules and regulations がその例です。

もちろん terms でも condition(s)でも単独で「条件」という意味を表しますので、単独で使われる場合があります。しかし契約の中の様々な条件を表す時には、決まって Terms and conditions と書くことになっています。

Term（期間）と time（時）

契約書では期間のことを term という言葉で表すことが多く、条件の terms と混同されやすいので、s には十分注意する必要があります。期間を表す言葉としては、period とか duration とかありますが、契約の条件の 1 つとしての期間は term で表現します。

term が期間的な条件を表すのに対して、time は時一般のことを表します。Time is essential.（時間は根本的な要素で、重要である。）という表現がほとんどの契約書には出てきます。それは契約書に書かれた日数、日程、期間が契約の根幹に関わるもので、それに違反した場合には契約そのものが無効となる可能性があることを示しています。

たとえば「この契約が締結されてから、30日以内に業務を開始しなければならない。」という時の30日以内という term（期間）はこの契約の根本に関わる重要な内容であるということです。

ですから契約を結ぶ時には、当事者の義務、責任、条件だけでなく、時にも注意をし、いつまでに誰が何をしなければならないのかをきちんと確認することが大切です。期間内にある行為がなされないと契約が破棄されるということが発生するほど、時は契約にとって大切なものです。

Force Majeure (不可抗力)

Majeure は「偉大な」の意味で、Force は力ですので、この言葉を直訳すると「偉大な力」、act of God (神の行為)とも言われている、契約を結んだ当事者が自分の力ではどうすることもできない事柄のことを意味します。

通常、契約書の中には、不可抗力条項というものが設けられ、そこには不可抗力であるとされるものが列挙されます。以下がその典型的なものです。

Fire 火事

Flood 洪水

Storms 嵐

Earthquake 地震

Typhoon 台風

Tidal wave 大津波

Plague 疫病

Epidemics 伝染病

Governmental laws 政府の法律

Governmental Orders 命令

Governmental Regulations 規則

Sanctions 経済制裁

Restriction 制限

War 戦争

Armed conflict 武力衝突

Hostilities 戦闘

Mobilization 動員

Blockade 海上封鎖

Embargo 禁輸措置

Detention 拘留

Revolution 革命

Riot 暴動

Looting 略奪

Strike ストライキ

Labour dispute 労働争議

Unavailability of transportation 輸送手段の使用不可

Severe economic dislocation 深刻な経済混乱

上記のような状況が発生した場合には、契約上の義務や責任が遂行を行わないことに対して責任を問われないとされるのが、契約の大原則の1つです。

Assignment（譲渡）

私には、Assignment という言葉には特別な思い出があります。というのは留学して初めてのクラスで宿題を出された時に先生が言った宿題を意味する言葉がホームワークでなくて、Assignment だったからです。中学校の頃の習ったホームワークという言葉は大学院の宿題には使われていなかったのです。もちろんその時は、Assignment の言葉の意味が分らなかったので、宿題が出たことも知らず、当然宿題の課題の内容も分からず、次の講義の時に宿題を忘れた劣等生のレッテルを貼られてしまいました。

という Assignment ですが、契約書で使われる時には、譲渡という意味になります。譲渡には大きく分けて2つの意味があり、自分で譲渡をする場合と、自動的に譲渡がなされる場合です。自分で譲渡をする場合とは、契約の権利や義務を誰か自分以外の人に渡す場合で、自動的に譲渡がなされる場合とは、契約者本人が死亡したりした時に、相続人がその義務と権利を引き継ぐという場合です。その両方の譲渡にこの Assignment という言葉を使うことができます。

通常、自分で譲渡をする際には、他の当事者の事前の文書による合意を得ることという制限が付けられ、自動的に譲渡される場合には、被譲渡人が元の当事者の権利を引き継ぎだけでなく、法的な責任のすべてを負うという条件が書かれるのが、契約の Assignment 条項です。これも契約書の基本的な構成要素の1つです。